

Sunwell Language Academy Tokyo 学則

第1章 総則

(機関の理念と目的)

第1条

【理念】

本機関は、日本語の学習と日本での生活体験を通じ、修了後に日本社会で活躍できる人材の育成を目指します。

【目的】

日本社会で活躍できる日本語人材を輩出することで、人材不足、特にエンジニア人材の不足という社会課題の解決に寄与し、同時に学生が母国で培った知識や経験を活かす場を広げてキャリアを実現することを支援するため。

(機関の名称)

第2条 本校は、Sunwell Language Academy Tokyo と称する。

(位置)

第3条 本校は校舎の位置を東京都練馬区北町3丁目5-1 サンウェル北町ビルに置く。

(日本語教育課程、修業期間、収容定員等)

第4条 本校には、留学のための課程として就職2年課程を置く。本校の課程の修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

2 入学時期は、毎年4月及び10月の年2回とする。

	課程名	修業期間	収容定員	クラス数	備 考
第 1 部 (午前)	就職 2 年課程 (4 月入学)	2 年	4 0 名	2	4 月入学
	就職 2 年課程 (1 0 月入学)	2 年	2 0 名	1	1 0 月入学
	小 計		6 0 名	3	
第 2 部 (午後)	就職 2 年課程 (4 月入学)	2 年	2 0 名	1	4 月入学
	就職 2 年課程 (1 0 月入学)	2 年	2 0 名	1	1 0 月入学
	小 計		4 0 名	2	
計			1 0 0 名	5	

第2章 授業実施期間、授業日数及び休業日

(学期)

第5条 日本語教育課程の学期は、3か月を1学期とする。

2 就職2年課程の学期は以下の通りとする。

	4月入学	10月入学
I期	4月～6月	10月～12月
II期	7月～9月	1月～3月
III期	10月～12月	4月～6月
IV期	1月～3月	7月～9月
V期	4月～6月	10月～12月
VI期	7月～9月	1月～3月
VII期	10月～12月	4月～6月
VIII期	1月～3月	7月～9月

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(3) 会社の創立記念日（6月3日）

(4) 下記に示す長期休業期間 ※年によって変動することがある。

1) 6月休み 6月24日頃～6月30日頃

2) 夏休み 8月10日頃～8月17日頃

3) 秋休み 9月25日頃～9月30日頃

4) 冬休み 12月26日頃～1月5日頃

5) 春休み 3月24日頃～4月14日頃

2 第1項に定める休業日のほか、非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。また、教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

(授業時数・始業及び終業の時刻)

第7条 就職2年課程の授業時数は1536単位時間とする。

2 1単位時間は45分、週当たりの授業時間は20単位時間とする。

3 授業の終始時刻は、次の通りである。

(1) 第1部 午前9時00分～午前12時30分

(2) 第2部 午後1時00分～午後4時30分

第3章 日本語教育課程

(日本語教育課程のレベルと授業時数)

第8条 本校には、以下の表の項の第一欄に掲げる日本語教育課程を置き、修業期間、目標とする日本語能力（「日本語教育の参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）の尺度で示された日本語能力をいう。）、収容定員数、レベル及び授業時数はそれぞれ第二欄から第六欄までに掲げるとおりとする。

日本語教育課程	修業期間	日本語能力 の到達目標	収容定員数	レベル	単位時間数 (45分)
就職2年課程	2年	B2	100	A2	252
				B1	708
				B2	576
合計					1536

第4章 学習の評価，課程修了の認定

（学習の評価と進級）

第9条 評価はA～Eの5段階で評価する。評価にあたっては各科目のオリエンテーションにて学生に明示される。

2 各種評価のうち、各科目で指定された評価を、各学期の成績とする。

3 進級は、学期ごとに判断し、成績D以上の者に進級を認める。

（修了）

第10条 校長は、全課程の出席率80%以上であり、かつ最終学期の成績がD以上である者に対して当該課程の修了を認定する。

2 校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して、修了証書を授与する。

3 修了が認定されない者には履修証明書を発行する。

第5章 教員及び職員組織

（教員及び職員組織）

第11条 本校に、次の教員及び職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 主任教員 1名
- (3) 教員 5名以上（うち、本務等教員3名以上）
- (4) 生活指導担当者 3名以上（うち、本務等教員1名以上）
- (5) 事務職員 1名以上

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

（校長）

第12条 校長は、本校の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する。

（主任教員）

第13条 教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、主任教員を置く。

（教員会議）

第14条 職務の円滑な執行に資するため、教員会議を置く。

第6章 在籍等

(入学資格)

第15条 本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 理工系の大学を卒業しているか卒業見込みの者
- (2) 年齢が18歳以上の者
- (3) 本校において教育を受ける者として必要な経費支弁能力を有する者
- (4) 本校の課程を履修するに足りる学力があると認められる者

(入学手続)

第16条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書等に必要な事項を記載し、第22条に定める選考料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 本校は、前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校が入学を許可し、法務省に在留資格を認定された者は、本校が指定する期日までに第22条に定める学納金をおさめなければならない。
- (4) 在留資格認定証明書発行日から3か月以内に留学ビザを取得し、授業開始日に登校しなければならない。

(休学・復学)

第17条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、10日（授業日）以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長に許可を得て復学することができる。

(公欠)

第18条 本校の学生が、以下の事由により授業に出席できない場合、手続きを経て校長の許可を得ることにより、授業を欠席したものとして取り扱わないことができる。

- (1) 災害等により通学が著しく困難な場合及び通常利用している公共交通機関の遅延があった場合
- (2) 感染症等により患し、医師や保健所の判断で出席停止が必要とされた場合
- (3) 本人の責めに帰すべき事由によらず本邦への入国が遅れた場合
- (4) 就職活動及び就職のために必要な試験に参加する場合

(転学・退学)

第19条 転学しようとする者は、その事由と転学先機関の情報を添えて「転学願」を提出し、校長の許可を受けなければならない。

2 退学しようとする者は、「退学届」および関連証明書を提出しなければならない。

(災害時における学習継続の措置)

第20条 本校が災害等により日本語教育を継続することが困難となった場合、あらかじめ定めている支援手続きに基づき、提携している転学先を紹介するなど学生の日本での学習の継続に努めるものとする。

(変更の届出)

第21条 何らかの理由で、本校に届け出ている住所、在留期間、在留資格、アルバイト先などに変更があった場合は、可及的速やかに届け出なければならない。また住所変更は14日以内に、所在地の区、市役所、出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

第7章 学生納付金等

(学生納付金等)

第22条 本校の学生納付金は、次のとおりとする。

初年度

(通貨単位：円) ※税込み

	入学 検定料	入学金	授業料	教材費	施設費	設備費	課外活 動費	保険料	健康管 理費	合計
共 通	25,000	80,000	705,000	60,000	25,000	25,000	20,000	10,000	10,000	960,000

次年度

	入学 検定料	入学金	授業料	教材費	施設費	設備費	課外活 動費	保険料	健康管 理費	合計
共 通	-	-	705,000	60,000	25,000	25,000	20,000	10,000	10,000	855,000

【注意事項】

- ・次年度学納金は、初年度終了の3か月前までに納める。
(4月入学の場合は入学年の12月末、10月入学の場合は入学翌年の6月末)
 - ・日本国内の消費税が上がった場合は、在学中の場合も消費税の差額を徴収する。
 - ・すべての送金手数料は自国内、日本国内分ともに申請者の負担とする。
- 2 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 学生が休学した場合は、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。

(学生納付金の返還)

第23条 既に納入した学生納付金は、以下の事由で校長が認めた場合、返還する。

1 入国前

(1) 在留資格認定申請書類提出後のキャンセルの場合

在留資格認定証明書(COE)の交付、不交付に関わらず、入学検定料は返金しない。

(2) 在留資格認定証明書(COE)交付されたが、留学ビザの申請を行わず来日しない場合
理由の如何に関わらず入学検定料および入学金は返金しない。授業料およびその他の費用は、在留資格認定証明書(COE)および入学許可証と引き換えの上、振込手数料を除いた全額を返金する。

(3) 日本在外公館によってビザ発給が拒否された場合

入学検定料および入学金は返金しない。授業料およびその他の費用は、本校職員が日本在外公館において留学ビザが発給されなかったことの確認ができた後、入学許可証と引き換えの上、振込手数料を除いた全額を返金する。

(4) 日本在外公館によってビザ発給後に入学をキャンセルした場合

理由の如何に関わらず入学検定料および入学金は返金しない。授業料およびその他の費用は、留学ビザが未使用で失効が確認できた後、入学許可証と引き換えの上、キャンセル料として15,000円と振込手数料を除いた全額を返金する。

2 入国後

(1) 授業開始前の場合

日本を出国し、留学在留資格が失効したことを本校が確認し、文書での届出を本校が受け付けた時点で、入学検定料、入学金、振込手数料、キャンセル料として 15,000 円を除いた全額を返金する。

(2) 授業開始後の場合

日本を出国し、留学在留資格が失効したことを本校が確認し、文書での届出を本校が受け付けた時点で、退学届が出された学期の次の学期以降の納付金から入学検定料、入学金、振込手数料、キャンセル料として上限 50,000 円（退学届が出された学期の次の学期以降の学費の 20 % に相当する金額）、すでに消費済みの諸費用を除いた全額を返金する。学期は第 5 条を参照のこと。

(3) 除籍の場合

入学検定料、入学金、授業料およびその他の費用は返金しない。

3 免責事項

天災、事故、感染症、交通機関のストライキや気象状況等で交通機関が止まる恐れがある時など、やむを得ない事情で授業を中止する場合は免責とし、その分の授業料およびその他の費用の返金を行わない。

第 8 章 賞罰

(賞罰)

第 2 4 条 成績優秀にして他の模範となる者については、校長はこれを表彰することができる。

2 賞罰は、賞罰委員会の議を経て、校長がこれを行う。賞罰委員会は校長、主任教員、事務統括者から構成される。

(懲戒処分)

第 2 5 条 学生が、この学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、除籍の 2 種とする。

3 前項の除籍は、次の各号のいずれかに該当する学生に対してのみ行うものとする。

(1) 日本国の法律に違反した者

(2) 日本の社会道徳に著しく反する行為をした者

(3) 出入国管理及び難民認定法に違反し行政から処分を受けた者

(4) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(5) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(6) 正当な理由がなく出席常でない者

(7) 本校の規則に従わず、本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(8) 提出書類の内容に、重大な虚偽があることが判明した者

(9) 正当な理由なく且つ所定の手続きを行わずに、授業料等を滞納し、その後においても納入の見込みがない場合

4 前項の除籍を決定する際は校長による懲罰委員会を開催する。

5 懲罰委員会は校長、主任教員、事務統括者から構成される。

第 9 章 雑則

(寄宿舎)

第 2 6 条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第 27 条 健康診断は、毎年 1 回医療機関において定期的に実施する。

(自己点検・評価)

第 28 条 本校は、その教育の一層の充実を図るため、本校における教育活動等の状況について、1 年に 1 回、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。